

液体窒素売買単価契約 仕様書

1. 目的

本件は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「QST」という。）高崎量子技術基盤研究所で使用する液体窒素を安定的に供給することを目的とする。

2. 仕様

(1) 品名・規格

高圧ガス保安法第2条第3項の適用を受ける高圧ガスで、品名及び規格は次のとおりである。

液体窒素 99.999%以上 $O_2 < 0.5\text{ppm}$
水分（露点） < -75°C

(2) 年間発注予定数量（概算）

- ・ タンクローリー 47,200 kg
- ・ マホ一瓶等 1,500 L

※年間発注予定数量に増減が生じた場合でも異議を申し立てないこととする。

3. 発注方法

QST の必要数量を発注書（単価）にて依頼する。

4. 納入場所

QST 高崎量子技術基盤研究所 指定場所

5. 契約期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

6. 納期

発注書（単価）に示す納期までとする。

7. 納入方法

- (1) 物品を納入する際は、その都度、納品書を発行し、財務部財務課（高崎駐在）において検収を受けるものとする。
- (2) 検収後、納入場所に納入し、要求部署の検査担当者の検査を受けて納品書を提出するものとする。
- (3) タンクローリーは、QST の所有する以下の供給装置に液体窒素を充填する。

①コールドエバポレーター（イオン照射研究棟）

- ・ 2.9 m^3 テイサン LNT-1型 1基
- ・ 2.9 m^3 テイサン LNT-2型 1基
- ・蒸発器 $40\text{ m}^3/\text{Hr}$ 2基

②コールドエバポレーター（材料科学研究棟）

- ・ 2.8 m^3 クライオワン TL-3型 1基
- ・蒸発器 $40\text{ m}^3/\text{Hr}$ 1基

(4) マホー瓶等は、QST の所有する容器又は受注者から無償で貸与される容器に液体窒素を充填する。

8. 納入数量の決定

- (1) 供給装置に納入する単位は「キログラム」とし、第三者が発行するタンクローリーの納入前と納入後の差引数量とする。
- (2) 容器に充填した数量は、第三者が発行する計量証明書又は甲の計量測定をもって納入数量とする。この場合の数量は「リットル」とする。

9. 検査

4 項に示す納品場所に納入完了後、所定の要件を満たしていることを確認したことをもって検査合格とする。

10. 供給装置及び容器の管理

- (1) QST は、供給装置の法令上の届出及び維持管理を行うものとする。
- (2) 受注者は、液体窒素納入時に、供給装置の一般点検を行い、安全性を常に確認するものとする。
- (3) QST 及び受注者は、相手方の所有する容器を受け取ったときは、善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。
- (4) 受注者は、液体窒素を容器に充填しようとするときは、あらかじめその漏れの有無、耐圧試験の期限切れ等、容器管理に必要な事項を点検し、適法でかつ危険のないことを確認しなければならない。
- (5) 前項の場合、受注者は QST の所有する容器で再検査（耐圧試験）を必要とするもの及び修理を必要とするものを発見したときは、直ちにその旨を QST に通知しなければならない。

11. 容器の貸与

- (1) 受注者は、QST の申し出の容器の貸与については、受注者の支障のない限り無償で QST に貸与するものとする。

- (2) 容器の貸与は原則として契約満了までとするか、容器に液体窒素がある場合は、その終了時とする。この場合、容器引き取りは受注者の負担とする。

1 2. 損害賠償

受注者は、故意又は過失により QST に損害を与えたときは、QST は受注者に対し損害の賠償を請求することができる。

1 3. 特記事項

- (1) 受注者は、納入業務の実施に当たっては、次に挙げる関係法令及び所内規程を遵守するものとし、QST が安全確保のための指示を行ったときは、その指示に従うものとする。
- ・高压ガス保安法
 - ・道路交通法
 - ・その他関係法令及び条例
- (2) 受注者は、納入業務の実施に当たっては、万一事故等が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、事故等の状況については QST 発注担当者に報告するものとする。
- (3) 本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、QST と協議の上、その決定に従うものとする。

1 4. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA 機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様書に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしているものであること。

1 5. 環境活動への協力について

本契約の履行に当たっては、QST の環境方針及び環境目標等を理解のうえ、QST の環境活動に協力するものとする。

以上